平成28年４月14日
警　　察　　庁

児童の性的搾取等に係る対策に関する関係府省庁連絡会議（第一回）
議事概要

日　　時：平成28年４月14日（木）午後５時から午後５時15分までの間
場　　所：中央合同庁舎２号館16階　警察庁第一会議室
出 席 者：

議　長

国家公安委員会委員長　河野太郎

構成員

内閣官房内閣審議官　林崎理
内閣府政策統括官(共生社会政策担当)　武川光夫
内閣府男女共同参画局長　武川恵子
警察庁生活安全局長　種谷良二
総務省総合通信基盤局長　福岡徹
法務省刑事局長　林眞琴
法務省人権擁護局長　岡村和美
外務省総合外交政策局参事官（代理出席）　飯島俊郎
文部科学省大臣官房審議官（生涯学習政策局担当）（代理出席）　徳田正一
厚生労働省大臣官房審議官(雇用均等・児童家庭、少子化対策担当)（代理出席）　吉本明子
経済産業省商務情報政策局審議官（代理出席）　竹内芳明

概　　要：

○　**国家公安委員会委員長挨拶**

・　児童の性的搾取等に係る対策については、「「世界一安全な日本」創造戦略」等に基づき、これまでも関係府省庁の協力を頂いて、政府全体として取り組んできた。

・　しかし、児童ポルノ事犯の送致件数は８年連続で増加し、その被害児童数は過去10年間に約3.6倍に増加するなど、いずれも統計を取り始めて以降最多の状況にある。

・　児童ポルノ愛好者が低年齢児童に性的危害を加えてそれを撮影し、当該児童ポルノを第三者に提供した事件が検挙されるなど、悪質・卑劣な事案は後を絶たな

い。

・　コミュニティサイト等の利用に起因して性的な被害に遭う児童も依然として多数認められるほか、児童の性に着目した新たな形態の営業が次々に出現するなど、児童の性的搾取等に係る情勢は深刻さを増している。

・　政府の総力を挙げて内閣の重要政策たる児童の性的搾取等に係る対策に取り組むべく、今年の４月以降、閣議決定により、国家公安委員会が、その総合調整等をつかさどることとなった。

・　児童の性的搾取等については、次世代を担う児童の心身に有害な影響を及ぼす極めて悪質な行為であり、決して許されるものではない。内閣の重要政策として、子供たちが安心して過ごせる社会の構築に向け、児童の性的搾取等の撲滅と被害児童の権利の擁護に取り組んでいく。

○　児童の性的搾取等に係る対策に関するワーキンググループの設置について

・　関係府省庁において児童の性的搾取等に係る総合的な対策を検討・推進するため、本連絡会議に、担当課長級のワーキンググループを置き、議長は警察庁長官官房審議官、構成員は本連絡会議参画の各府省庁において児童の性的搾取等に係る対策に関する事務を担当する課長級職員とする。

・　ワーキンググループの設置に伴い、平成22年２月４日に児童ポルノ排除対策ワーキングチームが設置した課長級会議である児童ポルノ排除対策ワーキンググループは廃止し、この児童ポルノ排除対策ワーキンググループが検討した事項等は、児童の性的搾取等に係る対策に関するワーキンググループに引き継がれる。

・　そのほか、ワーキンググループの運営に関する事項等については、必要に応じ、議長が定める。

○　当面のスケジュール（案）について

・　「第二次児童ポルノ排除総合対策の改訂」については、内閣府の支援を受けつつ、警察庁において改訂作業を引き継ぎ、本年６月に予定している犯罪対策閣僚会議において「第三次児童ポルノ排除総合対策」として決定する方向で作業を進める。

・　児童ポルノを含む児童の性的搾取等に係る対策については、「第三次児童ポルノ排除総合対策」の内容を吸収して、来年３月を目途に本連絡会議において対策の基本計画案を策定し、犯罪対策閣僚会議において決定する方向で作業を進める。

○　関係府省庁発言

・　**内閣府男女共同参画局長**

児童の性的搾取に関しては、国連の女子差別撤廃委員会の最終見解に勧告が含まれており、国会においても指摘があった。当方でも有識者からヒアリングを始めたところであり、今後、男女共同参画会議に置かれている調査会においてもこの議題を取り上げるので、本会議とも協力して対策を検討していく。

・　**内閣府政策統括官（共生社会政策担当）**

これまで、当方が庶務を担っていた児童ポルノ排除対策ワーキングチームが廃止され、本会議に引き継がれることとなった。内閣府としては、今後も青少年の健全育成の観点から、児童の性的搾取等に係る取組について、関係省庁と引き続き連携・協力していく。

○　**国家公安委員会委員長挨拶**

・　児童ポルノ以外の分野については一から対策の基本計画を作り上げていく必要がある上、児童の性的搾取等を取り巻く事態は深刻であるので、スピード感を持って対応していく。そのために各府省庁は緊密な連携を保ちながら本取組を推進していただきたい。